

豊岡市
新型インフルエンザ等対策
行動計画

平成 27 年 3 月
兵庫県豊岡市

目 次

第1	計画の基本事項.....	3
1	作成の趣旨.....	3
2	これまでの市計画作成の経過.....	3
3	作成の過程.....	3
4	内容・位置付け.....	4
5	対象とする疾患.....	4
6	見直し.....	4
第2	新型インフルエンザ等対策の基本方針.....	5
1	新型インフルエンザ等の特徴.....	5
2	対策の目的と戦略.....	5
3	市計画における発生段階の取扱い.....	6
4	対策の基本的考え方.....	8
5	対策実施上の留意点.....	1 1
6	発生時の被害想定等.....	1 2
7	対策推進のための役割分担.....	1 4
8	行動計画の主要6分野.....	1 7
第3	各段階における対策.....	2 5
1	未発生期.....	2 5
2	海外発生期（県内未発生期を含む）.....	3 0
3	県内発生早期.....	3 4
4	県内感染期.....	4 1
5	小康期.....	4 9

第 1 計画の基本事項

1 作成の趣旨

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

そこで、平成 25 年 4 月 13 日、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が施行され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）と相まって新型インフルエンザ等対策の強化が図られた。

特措法に基づき、平成 25 年 6 月には「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が作成され、平成 25 年 10 月には、「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が作成された。

そこで、特措法第 8 条及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市の態勢を整備するため、豊岡市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市計画」という。）を定める。

2 これまでの市計画作成の経過

本市においては、新型インフルエンザ対策として、平成 22 年 3 月に「豊岡市新型インフルエンザ対策計画（A/H1N1 等への対応版）」を作成した。

3 作成の過程

- (1) 兵庫県（疾病対策課、豊岡健康福祉事務所）から意見を聴取
- (2) 各種関係団体から意見を聴取
- (3) パブリックコメントにより市民から意見を聴取

4 内容・位置付け

- ・特措法第8条に基づき、豊岡市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府計画」という。）及び兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県計画」という。）に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示す。

5 対象とする疾患

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

6 見直し

- ・新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて見直しを行う。
- ・また、政府行動計画及び県計画の見直しがあった場合には適時適切に変更を行う。

第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生の予測や阻止が困難であること

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。
- ・ その発生そのものを阻止することは不可能である。
- ・ 世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、本市への侵入も避けられないと考えられる。

(2) 市民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること

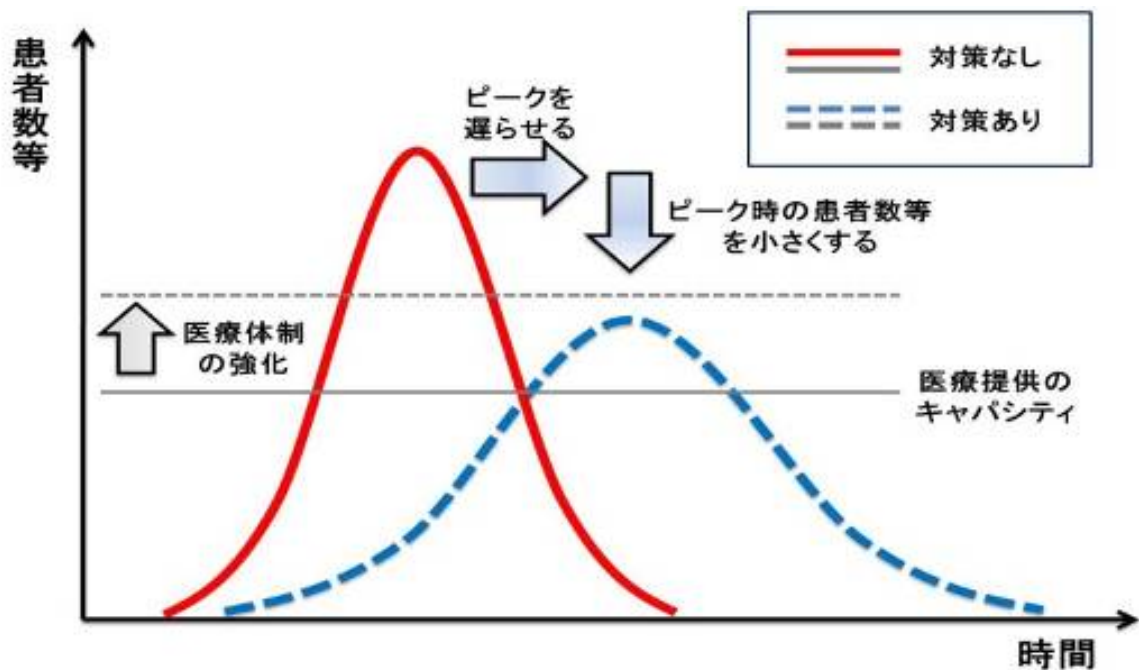
- ・ 長期的には多くの市民が罹患する。
- ・ 患者の発生が一定の期間に集中した場合、医療機関の受入能力を超える。
- ・ 病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。

したがって、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講じていく必要がある。

2 対策の目的と戦略

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

- ・ 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにする。
- ・ 患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。
- ・ 新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じる。



(出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画)

(2) 市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ・地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画を作成・実施し、医療提供の業務及び市民の生活及び経済の安定に関係する業務の維持を図る。

3 市計画における発生段階の取扱い

(1) 考え方

- ・新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。
- ・各発生段階は、新型インフルエンザ等が発生していない「未発生期」、海外で発生しているが、県内では発生していない「海外発生期」(県内未発生期)、県内での発生が始まった「県内発生早期」、県内での流行が始まった「県内感染期」、県内での流行が収まった「小康期」の5つに分類する。
- ・各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。
- ・対策の内容は、発生段階のほかに、緊急事態宣言が出されているかどうかによっても変化する。
- ・国内の発生段階は、WHO(世界保健機関)のフェーズの引き上げ及び引き下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定される。

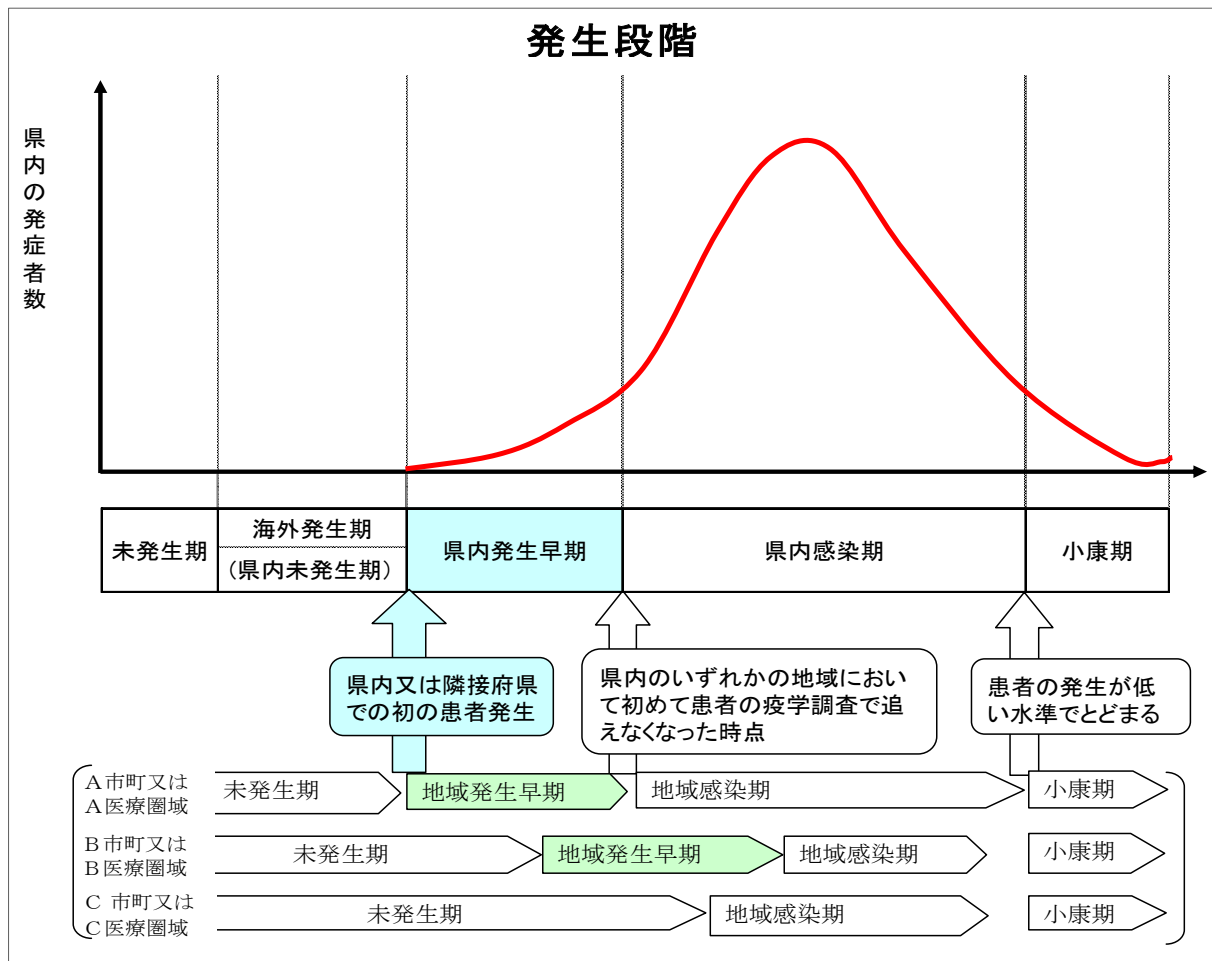
- ・地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染対策等について柔軟に対応する必要があることから、県内における県内発生早期及び県内感染期への移行は、兵庫県新型インフルエンザ等対策連絡会議における検討状況を十分に尊重し、国との協議により県が判断する。

(2) 発生段階

発生段階	県内の状態	国の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
(県外未発生期)	県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	【国内発生早期】 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内発生早期	<p>県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>県内市町又は二次保健医療圏などの地域においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域未発生期</u>(各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態) ・<u>地域発生早期</u>(各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態) 	
県内感染期	<p>県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>県内市町又は二次保健医療圏などの地域においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域未発生期</u>(各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態) ・<u>地域発生早期</u>(各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態) ・<u>地域感染期</u>(各地域で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態) 	【国内感染期】 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

※「隣接府県」とは、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県及び徳島県とする。

(出典：兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画)



(出典：兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画)

4 対策の基本的考え方

(1) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・ 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組む。
- ・ 全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組む他、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討する。
- ・ 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下することについて、これを許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

(2) 市民一人一人による感染拡大防止策

- ・ 事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

- ・日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
- ・特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い SARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

（３）医学的ハイリスク者等への対応の充実

- ・新型インフルエンザ等により患することで重症化するリスクが高いと考えられる基礎疾患（呼吸器疾患、心臓血管系疾患等）を有する者及び妊婦、小児等への対応を重点的に行う。

（４）柔軟な対応

- ・一つの対策に偏重して準備を行うと、その対策が外れた場合の大きなリスクを背負うため、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対策を講ずる。
- ・各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意する。
- ・実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するものうちから、実施すべき対策が決定される。そして、県ではそれらの対策を踏まえて、県が実施すべき対策が決定される。このため、市としては、それらの内容に基づき、市が実施すべき対策を決定する。
- ・国においては、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。そして、県ではそれらを踏まえた対策の見直しを行う。このため、市としては、それらの内容に基づき、市が行う対策の見直しを行う。
- ・事態によっては、政府対策本部及び県対策本部と協議の上、地域の実情等に応じて、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

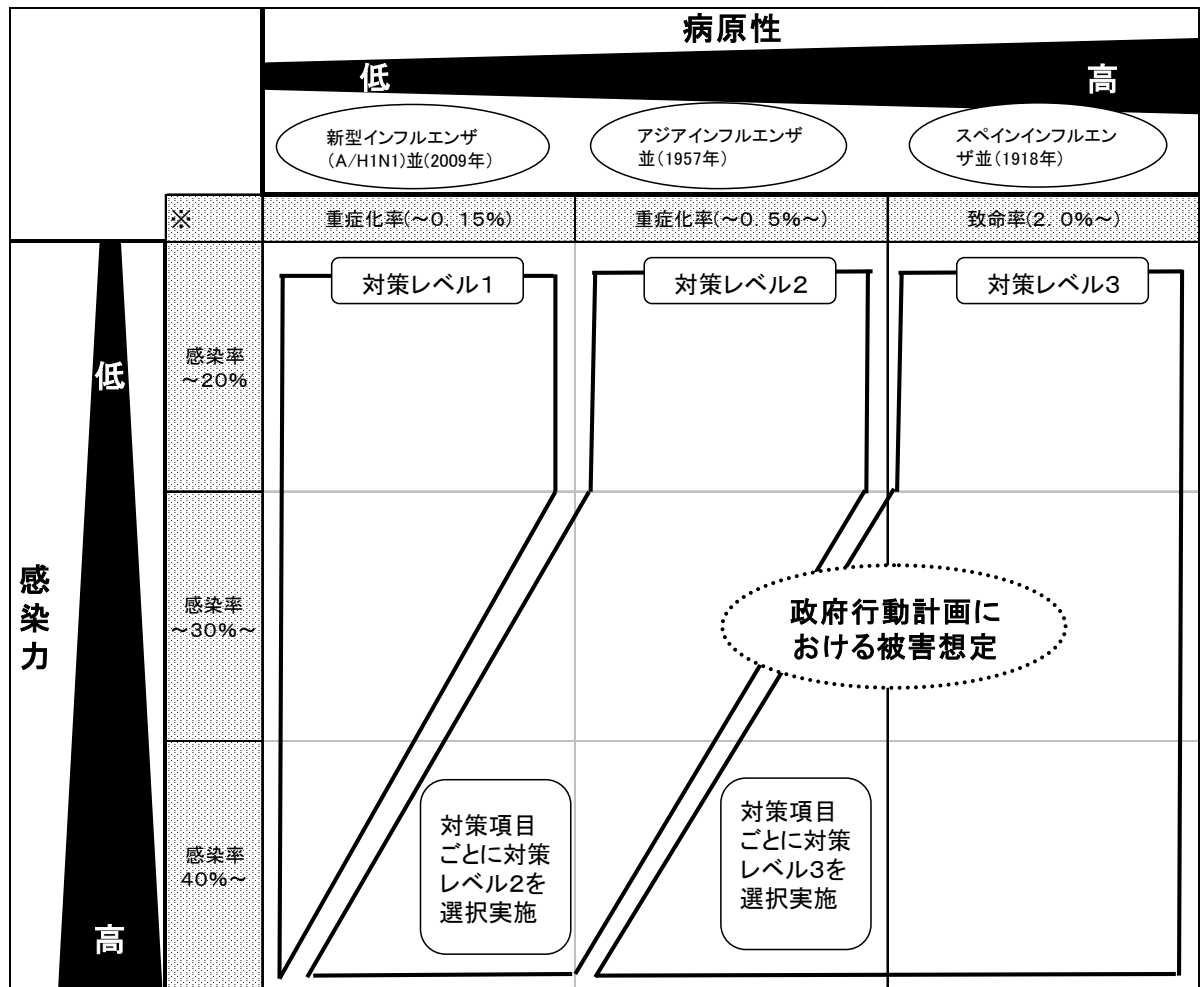
（５）病原性、感染力の程度に応じた対策の推進

- ・病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に迅速に対応できるよう、病原性（重症者の発症状況等）、感染力（発生患者数等）の程度に応じて3つの対策レベルを設ける。
- ・特措法第 18 条に基づき政府の定める基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）

及び地域状況、発生した新型インフルエンザ等の特性を考慮して県が選択する対策レベルに応じて、適切に具体的な対策を実施する。

- また、県内や市内で感染が拡大した段階では、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定され、計画どおりにはいかないことが考えられる。このため、患者数や重症者の発生状況と医療体制、社会生活の状況などを把握し、これに応じて臨機応変に対処する。

【対策レベルの目安の考え方】



(出典：兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画)

(6) 発生段階に応じた対応

ア 未発生期

- 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給・接種体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

イ 海外発生期

- 直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- 市内への病原体の侵入を防ぐことは不可能であるが、県等との連携の強化等により、病原体の市内侵入の時期をできる限り遅らせる。

ウ 国内発生早期、県内発生早期

- ・感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ・県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力する。
- ・また、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力する。

エ 県内感染期

- ・国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う。
- ・社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

5 対策実施上の留意点

(1) 国、県等との連携協力

- ・国、県、指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

(2) 基本的人権の尊重

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。
- ・医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等に関する県対策本部への要請に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、憲法が保障する基本的人権を阻害することのないよう、必要最小限のものとする。
- ・市民の権利と自由に制限を加える場合には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(3) 危機管理としての特措法の性格

- ・特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。
- ・危機管理の原則として、事態が明らかでない時期においては最も強力な措置をとる必要があるが、状況の把握ができるに従い、それに応じた措置に柔軟に移行することが必要となる。
- ・新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の

措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でも緊急事態の措置を講じるというものではない。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

- ・市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- ・対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(5) 記録の作成・保存

- ・対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

6 発生時の被害想定等

(1) 被害想定のかえ方

- ・新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられる。
- ・鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。
- ・国は、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要としている。
- ・新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。
- ・病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。
- ・国の推計においては、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する。
- ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、国において必要に応じて見直しを行うこととされている。
- ・新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなり、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置くものとしている。

(2) 感染規模の想定

- ・現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している想定を用いると、豊岡市では次のように想定される。

【政府行動計画における被害想定及び県内、市内の被害想定】

	全国		兵庫県		豊岡市	
罹患者数	全人口の25%が罹患する。					
	3,178万人		140万人		約20,800人	
医療機関受診患者数	約1,300万人 ～約2,500万人		約56万人 ～約108万人		約8,300人 ～約16,000人	
致命率の程度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	～ 約53万人	～ 約200万人	～ 約2.3万人	～ 約8.8万人	～ 約350人	～ 約1,310人
1日最大入院患者数	10.1万人	39.9万人	0.4万人	1.7万人	約70人	約260人
死亡者数	～ 約17万人	～ 約64万人	～ 約0.7万人	～ 約2.8万人	～ 約110人	～ 約420人

※1 豊岡市人口統計調査により試算。(平成26年3月1日現在の人口：83,067人)

※2 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考にアジアインフルエンザ等での致命率を0.53% (中等度)、スペインインフルエンザでの致命率を2.0% (重度) として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

※3 本想定は、ワクチン、抗インフルエンザウイルス剤の効果や現在の医療体制等を一切考慮していない。

(3) 社会への影響に関する想定

- ・市民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。
- ・り患者は1週間から10日間程度症状を有し、欠勤する。
- ・り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ・ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

7 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援するため、国全体として万全の態勢を整備する責務を有している。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

(2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、知事を本部長とする県対策本部を設置し、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確に判断し、市町の対策への支援などを含めて対応する。

(3) 市の役割

市民に最も近い行政単位である本市は、市民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、国の基本的対処方針及び県の要請等に基づき、県や近隣の市町と緊密な連携を図りつつ、的確に対策を実施する。

(4) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等に係る地域医療を提供し、住民の健康被害を最小限にとどめるために不可欠の存在である。このため、新型インフルエンザ等の発生前から、患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保、患者の診療体制等について診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に参画する。

発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、患者の診療に当たるとともに地域の医療機関と連携して必要な医療を提供する。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、特措法に基づき、あらかじめ事業計画を作成し、必要な資器材等を整備するとともに、発生時には特措法、業務計画、政府や県の対策本部長等の要請に基づき必要な措置を講じる。

(6) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において市民生活及び市民経済の安定に寄与するという観点から、その従事者は特定接種の対

象とされている。このため、あらかじめ事業継続計画を作成するなど事業継続についての準備を行い、発生時には、これに基づいて事業を継続する。

(7) 一般の事業者の役割

一般の事業者については、従業員及び顧客や取引先等への感染防止に努める役割を有する。このため、事業所や店舗において感染対策の徹底が求められる。

また、対策レベルの高い新型インフルエンザ等が発生したときは、特に不特定多数の人々が集合する場などにおける事業などの一部事業について、自粛・縮小等を含め、まん延防止対策の実施が求められる。

(8) 市民の役割

市民については、自らの感染予防と、自らが感染源になることの抑止に努める必要がある。このため、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得ておく。また、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

発生時には、季節性インフルエンザ対策として行っている咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがい等の感染対策を実践するよう努める。また、発生状況や予防接種などの対策の実施についての情報を得るよう努める。

新型インフルエンザ等対策に係る国・県・市等の主な役割

	基本的な考え方	新型インフルエンザ対策に係る主な役割		
		発生前（未発定期）	発生後（海外発定期から小康期）	
国	①国際社会における国家としての事務 ②全国的に統一して定めることが望ましい諸活動 ③地方自治の基本的な準則作成 ④全国的な規模・視点で行う施策・事業	①サーベイランスの収集・分析 ②発生に備えた体制整備 ・対策本部等の実施体制整備 ・政府行動計画、ガイドライン等の作成、公表 ・特措法の運用 ③指定公共機関の指定	④ワクチン製造・備蓄及び接種時期・順位等の検討 ⑤抗インフルエンザウイルス薬、医療資機材の備蓄 ⑥通常の検疫体制 ⑦訓練の実施 ⑧国民への普及啓発 ⑨調査及び研究に係る国際協力 ⑩登録業者の指定	①サーベイランスの強化 ②相談窓口の設置 ③国際的調査研究・連携 ④検疫強化（特定検疫所・飛行場の設定、停留施設の使用要請） ⑤ワクチン製造及び接種指針作成 ⑥抗インフルエンザウイルス薬の流通調整・投与方針決定 ⑦在留邦人への対応 ⑧基本的対処方針の決定、公示、周知 ⑨対策本部設置 ⑩特定接種の実施 ⑪優先予防接種の対象及び期間を設定 ⑫埋火葬の特例制定 ⑬物資の確保（買い占め、売り惜しみの監視、調査）
県	市町村を包括する広域の地方公共団体 ①広域的・専門的な対策 ②国と市町・市町間の連絡調整 ③市町の補完	①サーベイランスの収集・分析 ②発生に備えた体制整備 ・対策本部等の実施体制整備 ・県行動計画の作成 ・医療、検査体制整備（病床、医療資機材の把握） ・必要な防護具の備蓄 ・医療資機材の国への要請	③指定地方公共機関の指定 ④抗インフルエンザウイルス薬備蓄 ⑤登録事業者の登録協力 ⑥特定接種の実施体制整備 ⑦市町の対策支援 ⑧訓練の実施 ⑨県民への普及啓発	①情報収集・提供 ②相談窓口の設置 ③サーベイランスの強化 ④帰国者等の健康監視 ⑤新型インフルエンザ確認検査、調査 ⑥対策本部設置 ⑦入院・外来医療機関等医療体制の確保（臨時医療施設） ⑧抗インフルエンザウイルス薬の流通調整 ⑨特定接種の実施 ⑩社会活動制限の実施（外出自粛・使用制限協力要請） ⑪市町との情報共有 ⑫新型インフルエンザワクチンの流通監視 ⑬市町、指定地方公共機関の対策支援
市	基礎的な地方公共団体 ①住民生活に直結する行政事務	①情報収集・提供 ②発生に備えた体制整備 ・対策本部等の実施体制整備 ・市町行動計画の作成 ③食料品、生活必需品等の提供体制の確保	④必要な防護具等の備蓄 ⑤登録事業者の登録協力 ⑥特定接種及び住民の予防接種実施体制の整備 ⑦社会的弱者への支援体制整備（住民の生活支援） ⑧訓練の実施 ⑨市民への普及啓発	①情報収集・提供 ②相談窓口の設置 ③県実施の疫学調査等への協力 ④在宅患者等への支援 ⑤消毒活動 ⑥特定接種及び住民接種の実施 ⑦埋火葬の円滑実施 ⑧県と調整し社会的活動制限の面的制限実施 ⑨社会活動制限時の生活支援、県への意見具申
指定（地方）公共機関	新型インフルエンザ等対策を実施	①業務計画の作成 ②訓練への協力・実施	①感染防止策の実施 ②計画に基づく社会機能維持 ③特定接種の実施（登録事業者である指定（地方）公共機関に限る）	
医療機関	新型インフルエンザ等に対する医療を提供	①診療継続計画の作成 ②院内感染対策の実施	③訓練への協力・実施 ④資機材の備蓄	①診療の継続 ②特定接種の実施（登録事業者である医療機関に限る。） ③特定接種及び住民の予防接種への協力 ④知事の要請等に対する協力
登録事業者		①事業継続計画等の作成 ②従業員への感染防止策の実施などの準備 ③登録事業者への登録及び特定接種対象者の検討		①特定接種の実施 ②業務の継続
一般事業者		①事業継続計画等の作成 ②従業員への感染防止策の実施などの準備		①感染防止策の実施 ②不要不急の事業の縮小。不特定多数の者が集まる事業を行う者については事業の自粛

8 行動計画の主要6分野

- ・新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、以下の6分野に分けて計画を立案している。
- ・各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等について、以下に示す。

(1) 実施体制

ア 考え方

- ・全市的な危機管理の問題として取り組む。
- ・国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

イ 全庁的、全市的な取組

- ・新型インフルエンザ等が発生する前において、「新型インフルエンザ等対策連絡会」の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった全市的な取組を推進する。
- ・市の健康福祉部や消防本部をはじめ、関係部局においては、事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

ウ 市新型インフルエンザ等対策本部

- ・政府新型インフルエンザ等対策本部が設置され、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、直ちに、「市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、特措法に基づき必要な措置を講じる。

(ア) 構成

- ・本部長 市長
- ・副本部長 副市長、防災監、健康福祉部長
- ・構成員 技監、教育長、各部・局長
- ・出席を求める者 議長、副議長、総務委員長、文教民生委員長、建設経済委員長、防災対策調査特別委員長及び市長が指名する者
- ・事務局 総務部防災課、健康福祉部健康増進課

(イ) 所管事項

- ・新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等に関する県が行う適切な医療の提供への協力に関すること。
- ・市内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・国、市、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

(ウ) 設置

- ・特措法で定める、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたとき。

《対策本部・対策連絡会の構成》

	豊岡市新型インフルエンザ等 対策本部	豊岡市新型インフルエンザ等 対策連絡会
本部長等	本部長：市長 副本部長：副市長、防災監、健康福祉部長	会長：防災監 副会長：健康福祉部長
構成員	技監、教育長、各部・局長	医師会、区長連合会、PTA連合会、社会福祉協議会、公立豊岡病院、但馬県民局、豊岡健康福祉事務所
出席を求める者	議長、副議長、総務委員長、文教民生委員長、建設経済委員長、防災対策調査特別委員長及び市長が指名する者	—
設置基準	特措法で定める、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたとき	未発生期を含め常設

(2) 情報収集・提供・共有

ア 情報収集

- ・新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。
- ・国及び県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

イ 情報提供・共有

(ア) 目的

- ・国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。
- ・適切な情報提供を行い、新型インフルエンザ等に関する周知を図り、納得してもらうことによって、いざ発生した時に市民が正しく行動することになる。
- ・誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

(イ) 情報提供手段の確保

- ・市民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(ウ) 発生前における市民等への情報提供

- ・新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究

の結果などについて、市民のほか、県等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供する。

- ・学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供する。

(エ) 発生時における市民等への情報提供及び共有

a 発生時の情報提供

- ・発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
- ・テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であることから、個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報を提供する。
- ・誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。
- ・媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、防災無線等を活用する。

b 市民の情報収集の利便性向上

- ・関係省庁の情報、県や市の情報、指定地方公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。

(オ) 情報提供体制

- ・提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信するため、総務部防災課、健康福祉部健康増進課、関係部局が連携する。
- ・提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信する体制をとる。
- ・コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かす。

(3) 予防・まん延防止

ア 考え方

- ・流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収める。
- ・個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせで行う。
- ・まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

(ア) 個人における対策

- ・市は、県からの要請に応じ、県が県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置に対して、その取組等に適宜、協力する。
- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- ・市は、県等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等緊急事態など対策レベル3を選択すべき状況においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請（特措法第45条第1項）等の取組に適宜、協力する。

(イ) 地域・職場における対策

- ・県内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- ・市は、県等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等緊急事態など対策レベル3を選択すべき状況においては、必要に応じ、施設の使用制限（特措法第45条第2項、3項）の要請等の取組等に適宜、協力する。

(ウ) その他

- ・海外で発生した際、国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

(4) 予防接種

ア 予防接種の目的等

- ・予防接種の目的は、個人の発症や重症化を防ぐことで患者数や重症者数を抑え、医療体制が十分に機能できるようにすることにある。あわせて健康被害による社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにある。
- ・予防接種は、対策を実施する要員に対して行う「特定接種」と国民に対して実施する「住民接種」に区分されている。両者へのワクチンの配分など実施のあり方については、政府対策本部が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、発生時の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定することとされている。

イ ワクチン

- ・新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。
- ・新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

ウ 特定接種

(ア) 特定接種とは

- ・特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確

保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(イ) 対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(ウ) 対象となり得る者の基準

- ・住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。
- ・「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定地方公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。
- ・指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。
- ・これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

(エ) 基本的な接種順位

- ・医療関係者
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ・指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ・それ以外の事業者

(オ) 柔軟な対応

- ・発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国により判断され、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

(カ) 接種体制

a 実施主体

(a) 国によるもの

- ・登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(b) 県

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員

(c) 市

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員

b 接種方法

- ・原則として集団接種。
- ・接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。
- ・登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

エ 住民接種

(ア) 種類

a 臨時の予防接種

- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる。

b 新臨時接種

- ・緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行なわれる。

(イ) 対象者の区分

- ・以下の4つの群に分類するが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

c 成人・若年者

d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

(ウ) 接種順位の考え方

- ・新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

(a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定
- ・①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者 の順

(b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
- ・①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者 の順

(c) 小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
- ・①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

(a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定
- ・①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

(b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
- ・①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

c 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

(a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定
- ・①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

(b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
- ・①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

(エ) 接種体制

- ・豊岡市が実施主体となる。
- ・原則として、集団接種とする。
- ・接種に必要な医師等の従事者については、医師会及び関係団体等の協力により確保する。
- ・接種場所は、保健センター、健康福祉センター、支所、公民館、学校などの利用を検討調整する。

オ 留意点

- ・特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

カ 医療関係者に対する要請

- ・県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力要請又は指示等(特措法第31条第2項、3項、第46条第6項)を行う。

(5) 医療

ア 県の対策への協力

- ・市は、県が医療に関して、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

イ 在宅療養患者への支援

- ・市は、県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。
- ・ また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携して働きかける。

第3 各段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要6分野の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、計画実施手順等に定めることとする。

1 未発生期

(1) 概要

ア 状態

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

イ 目的

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・ 国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

ウ 対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- ・ 国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

(2) 実施体制

ア 市行動計画の作成

- ・ 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画や業務計画等を作成し必要に応じて見直しを行う。

イ 体制の整備及び国・県との連携強化

- ・ 市新型インフルエンザ等対策連絡会や庁内関係課による連絡会議の枠組み等を通

- じ、発生時に備えた行動計画実施手順業務継続計画を作成する。
- ・ 県、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ・ 必要に応じて、警察等との連携を進める。

(3) 情報収集・提供・共有

ア 情報収集

- ・ 国、県、WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

イ 継続的な情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページ、防災無線等を利用し、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

ウ 体制整備等

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とし、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する）、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、総務部防災課、健康福祉部健康増進課、関係部局が連携を図り広報を行う。
- ・ 地域における対策の現場となる市や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、健康増進課に相談窓口を設置する準備を進める。

サーベイランス、情報収集に関する県の対策

- ・ 人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、感染症発生動向調査のインフルエンザ定点医療機関（平成 26 年 199 箇所）において患者発生動向を調査し、流行状況について把握する。また、感染症研究所において、病原体定点医療機関（平成 26 年 20 箇所）から提出される検体のウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- ・ 国が行うインフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向の調査に協力し、

重症化の状況を把握する。

- ・学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

（４）予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

- ・感染予防のため、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、県に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

イ 地域対策・職場対策の周知

- ・新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

ウ 衛生資器材等の供給体制の整備

- ・市は、県等からの要請に応じ、県が国の仕組みを活用して、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況把握を行う場合について、その取組等に適宜、協力する。

（５）予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

- ・県や国等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄及び供給体制に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 接種体制の構築

（ア）特定接種

- ・市は、特定接種の対象となる登録事業者の登録について国が定める特定接種にかかる接種体制、事業継続にかかる要件や登録手続き等を示す登録実施要領等に基づき事業者への周知を行うなど必要な協力を行う。
- ・市は、国が事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。
- ・市は、地方公務員にかかる特定接種の対象者、接種方法をあらかじめ定め、産業医や市医師会の協力を得て特定接種の対象となり得る職員に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を整備する。

(イ) 住民接種

- ・国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町における接種を可能にするよう努める。
- ・国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

ウ 情報提供

- ・新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報の収集と提供を行う。

(6) 医療

ア 地域医療体制の整備

- ・県等からの要請に応じ、適宜、協力する。

イ 県内感染期に備えた医療の確保

- ・県等からの要請に応じ、適宜、協力する。

ウ 医療資器材の整備

- ・県等からの要請に応じ、医療機関において必要となる医療資器材（感染防護具、人工呼吸器等）、県内感染期の増床の余地について調査を行い、確保に努める等の取組等に適宜、協力する。
- ・県では、必要とする医療資器材（感染防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。

エ 研修等

- ・県等からの要請に応じ、国が作成する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を関係団体を通じて医療機関に周知するなどの取組等に適宜、協力する。
- ・県では、国と連携し、健康福祉事務所等において、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。市は、適宜協力する。

オ 医療機関等への情報提供体制の整備

- ・県等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するために国が行う体制整備の取り組み等に協力する。

地域医療体制の整備に関する県の対策

- ・県は、圏域協議会において健康福祉事務所が中心となって地域の関係者が連携して地域の実情に応じた医療体制の整備を進める。

- ・ 県は、専用外来を設置する医療機関を確保するため地域医療機関の協力・連携体制や院内感染対策を確保するための仮設外来等の設置検討等を行う。
- ・ 県は、感染症指定医療機関等での入院患者の受入れの準備を進める。

県内感染期に備えた医療の確保に関する県の対策

- ・ 県は、健康福祉事務所において、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国から提供されるマニュアルの提示などによりその作成支援に努める。
- ・ 県は、健康福祉事務所において、地域の実情に応じて、指定地方公共機関である医療機関や協力医療機関による入院患者の優先的な受け入れ体制の整備に努める。
- ・ 県は、健康福祉事務所において、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
- ・ 県は、健康福祉事務所において、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、協力医療機関等の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- ・ 県は、健康福祉事務所において、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ・ 県は、健康福祉事務所において、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 業務計画等の作成

- ・ 市は、県等からの要請に応じ、水道事業などの安定的供給に向けた取組を業務計画に定める。県は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を作成する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の作成を支援し、その状況を確認する。

イ 物資供給の要請等

- ・ 市は県等からの要請に応じ、県が国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する場合、その取組等に適宜、協力する。

ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・ 県及び国と連携して、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対

応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。

エ 火葬能力等の把握

- ・市は、県等からの要請に応じ、県が国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

オ 物資及び資材の備蓄等

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

2 海外発生期（県内未発生期を含む）

（1）概要

ア 状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内で発生したものの県内及び隣接府県では新型インフルエンザ等の発生していない状態。

イ 目的

- ・新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等を注視しつつ、県内発生が遅延と早期発見に努める。
- ・県内発生に備えて体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- ・市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

（2）実施体制

ア 体制強化等

- ・海外、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに新型インフルエンザ等対策連絡会を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・海外や国内で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする

新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置した場合には、国が決定した基本的対処方針を確認し、市行動計画等に基づく事前準備をする。

- ・ 県等と連携して、県が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。県では国の基本的対処方針を基本としつつ海外や国内の臨床症例から病原性（重症者の発生状況等）及び感染力（発生患者数等）を勘案し有識者の意見を聞いて対策項目ごとに定める3つの対策レベルから適切な対策を決定する。
- ・ 国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。

（3）情報収集・提供・共有

ア 情報提供

- ・ 市は、県等と連携して、市民に対して、海外、国内での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・ 市は、県等と連携して個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する恐れがあることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・ 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・ 対策本部に広報担当を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・ 対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

イ 情報共有

- ・ 国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の設置、体制充実

- ・ 国が作成したQ & A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を健康増進課に設置し、適切な情報提供に努める。
又、県等からの要請に応じ市民からの相談の増加に備え、健康増進課に設置した相談窓口体制の充実を図る。

サーベイランス、情報収集に関する県の対策

●情報収集

○県が、収集する情報

- ・国や WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報
- ・鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスに関する国の調査等の情報
- ・国が病原体を入手し、国民の各年齢層等における抗体保有状況を研究、分析した結果

●県内サーベイランスの強化等

○通常のサーベイランスに追加実施するサーベイランス

- ・届出による全数把握
全ての医師に症例定義を満たすインフルエンザ患者（擬似を含む）の届出を求める。
- ・入院患者の全数把握
全ての医師にインフルエンザ様症状の重症化により入院した患者の情報を求める。
- ・学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を拡大・強化
大学、短期大学、社会福祉施設等でインフルエンザの集団発生があった場合、県内の健康福祉事務所に報告を求める。

●関西広域連合と連携した情報共有

（４）予防・まん延防止

ア 感染症危険情報の発出等

- ・市は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して、市民に広く周知する。
- ・市は、国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県、事業者等と相互に連携して、広く周知する。

イ 県等との連携による市民・事業所等への周知

- ・市は、県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の周知を図る。

（５）予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

- ・市は、県や国等と連携して、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ ワクチンの供給

- ・県では、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき、供給量について国が作成する計画やワクチンの流通管理に関する情報を収集するとともに、国の要請を受けて、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。市は、県や国等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

ウ 接種体制

(ア) 特定接種

- ・市は、県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集し、協力を行う。(優先接種順位の徹底、国が実施する接種実施モニタリング、及び予防接種法に基づく副反応報告への協力)
- ・市は、県や国等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 住民接種

- ・市は、県、国等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時予防接種に関する接種体制の準備を行う。
- ・市は、国の要請を受けて、全市民が速やかに接種できるよう、具体的な接種体制の構築の準備を進める。
- ・市は、住民接種の優先接種順位、接種会場、接種日程などを市民に広報し、予防接種に対する相談に応じる。

エ 情報提供

- ・市は、県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する市民への情報提供に協力する。

(6) 医療

- ・市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

● 新型インフルエンザ等の症例定義

- ・県は、国が定める新型インフルエンザ等の症例定義について、医療機関等に対してその内容を周知する。

● 医療体制の整備（専用外来、相談センターの設置）

- ・県は、国からの要請を受け、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、事前に圏域協議会等で検討し準備している医療機関において専用外来を設置する。また、健康福祉事務所ごとに相談センターを設置する。(相談センター等を通じて、専用外来を受診するよう周知する)
- ・県は、一般医療機関に対して、有症帰国者等が受診した場合には、院内感染対策を講じた上で、直ちに相談センターに連絡を行うよう各医療機関に周知する。

●検査体制の整備

- ・県は、国からの技術的支援を受けて、県内衛生研究所における新型インフルエンザ等に対する PCR 等の検査体制を整備する。
- ・県内衛生研究所で初めて陽性となった場合は国立感染症研究所に搬送し確定診断を行う。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ・県は、国の要請を受け、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に対し、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう医療機関に要請する。
- ・県は、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導に協力する。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・市は、県等からの要請に応じ、国が事業者に要請する、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備について関係団体等を通じて事業者へ周知する場合その取組等に適宜、協力する。

イ 遺体の火葬・安置

- ・市は、国等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 県内発生早期

(1) 概要

ア 状態

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

イ 目的

- ・県内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。

- ・ 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(2) 実施体制

ア 実施体制

- ・ 市は、県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに新型インフルエンザ等対策連絡会を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・ 市は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議又は対策連絡会を開催し、県内発生早期の対策を確認する。
- ・ 市は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。
- ・ 市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県が、国の変更内容や病原性、感染力を踏まえて必要に応じて県内未発生期に決定した対策の見直しを決定、公表した場合、連携して医療機関、事業者、市民に広く周知する。

イ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

(ア) 緊急事態宣言

- ・ 市は、国が新型インフルエンザ等の状況により、県に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県計画及び市計画に基づき必要な対策を実施する。

<補足>

- ・ 緊急事態宣言（特措法第32条）においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

(イ) 市対策本部の設置

- ・ 市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

(3) 情報収集・提供・共有

- ・ 市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ア 情報提供

- ・ 市は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理

由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。

- ・市は、県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止対策についての情報を適切に提供する。
- ・市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、市町や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・市は、対策本部における広報担当を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

イ 情報共有

- ・市は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ・市は、県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、健康増進課に設置した相談窓口体制を充実・強化する。
- ・市は、国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

サーベイランス、情報収集・提供に関する県の対策

●サーベイランス

- ・県は、県内未発生期若しくは海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
- ・県は、国が行う新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力する。
- ・県は、国から情報提供される国内の発生状況をできる限り迅速に把握するとともに、県内感染期への移行の判断が遅滞なく行われるように、県内の発生状況の収集に努める。

●調査研究

- ・県は、発生の初期の段階において、県内で発生した患者に関して国から派遣される積極的疫学調査チームに協力する。
- ・県は、国から提供される新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究や分析の結果を迅速に把握する。

●関西広域連合と連携した情報共有

- ・関西圏域での統一した相談対応

(4) 予防・まん延防止

ア 県内での感染拡大防止策

- ・県では、国と連携し、感染症法に基づき、健康福祉事務所において、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 県等との連携による市民・事業所等への要請

- ・市は、県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。要援護者については、民生委員、ケアマネージャー、地域の近隣協力者等を通じて感染防止対策の徹底を呼びかけ見回り等により支援する。
- ・市は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・市は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・市は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・市は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

ウ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

(ア) 社会活動の制限等

a 行動自粛

- ・県では、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

b 学校・集客施設等の臨時休業

- ・県では、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県では、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に

じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

- ・市は、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が世界で初めて確認された場合で、国が地域における重点的な感染拡大防止対策の実施することとした場合には、県、国等からの要請に応じ、その取組等に協力する。

ｃ 集会・イベント等の自粛

- ・県では、患者確認された市町での集会、イベント等の自粛要請を行う。感染防止措置の徹底要請から必要に応じて中止、延期の要請を行う。市は県と連携して県からの要請に応じその取り組みに協力する。

(5) 予防接種

ア ワクチンの供給

- ・県では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。市は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 特定接種

- ・市は、県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

ウ 住民接種

- ・市は国の方針に従って予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時予防接種を開始する。
- ・市は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・市は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。
- ・市は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター、健康福祉センターなど公的施設の活用による接種会場を確保し、全市民が速やかに接種できる接種体制をとる。

エ モニタリング

- ・市は、接種医等と連携し、予防接種後の副反応等の状況を迅速に集約し、国が接種後に行なうモニタリングに協力する。

オ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

- ・市は、市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

- ・市は、県が医療に関して次の対策を行う場合、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

●医療体制の整備

- ・県は、国の要請を受けて、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に対する専用外来における診療体制や相談センターにおける相談体制について、県内未発生期若しくは海外発生期に引き続き、継続する。原則相談センターによる受診相談後、専用外来で診療する。
- ・県は、患者等が増加してきた段階においては、国の基本的対処方針に基づき、専用外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

●患者への対応

- ・県は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対して、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- ・県は、国と連携し、必要と判断した場合に、県内衛生研究所において、新型インフルエンザ等の PCR 検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者の PCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。
- ・県は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

●医療機関等への情報提供

- ・県は、引き続き、国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。

●抗インフルエンザウイルス薬

- ・県は、県内感染期に備え、国が各医療機関に対して行う抗インフルエンザウイルス薬の適正使用の要請について、引き続き、関係団体等と連携して周知する。

- ・ 県は、引き続き、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導に協力する。
- **医療機関・薬局における警戒活動**
 - ・ 県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう、必要に応じて警察本部に要請する。
- **緊急事態宣言** がされている場合の措置
 - ・ 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、上記の対策に加え、必要に応じ、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・ 県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・ 県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

(ア) 事業者の対応等

- ・ 指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- ・ 登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。
- ・ 県では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、事業者への周知に協力する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給

- ・ 電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市、指定公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(ウ) 運送・通信・郵便の確保

- ・運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の状況確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。
- ・郵政事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(エ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・市は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける。

(オ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市は、県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(カ) 犯罪の予防・取締り

- ・県では、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国が県警察本部に対し、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導・調整することに関して協力する。
市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

4 県内感染期

(1) 概要

ア 状態

- ・新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・県内でも地域によって状況が異なる可能性がある。

イ 目的

- ・医療体制を維持する。
- ・健康被害を最小限に抑える。

- ・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止対策から被害軽減に切り替える。
- ・地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(2) 実施体制

ア 県内感染期移行の判断

- ・県では、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなったと判断した場合は、国の基本的対処方針の変更にに基づき、新型インフルエンザ等対策委員会等の意見を踏まえ、県内感染期に移行した旨を判断し、国の基本的対処方針及び県計画により必要な対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、市計画により必要な対策を行う。

イ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

- ・市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく県知事による代行、応援等の措置の活用を行う。
- ・新型インフルエンザ等の対策にあたり自らの要員や物資等に不足が生じたときは特措法第 39 条及び第 42 条に基づき他の地方公共団体に応援を求めることが出来る。(特措法第 41 条に基づく事務委託も可能)

(3) 情報収集・提供・共有

ア 情報提供

- ・市は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。（総務部防災課、健康福祉部健康増進課、関係部局）
- ・市は、県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
県対策本部からの県内感染期移行宣言にあわせて提供される情報
 - ① 外出や集会の自粛要請
 - ② 外来、入院医療体制の変更（重症患者以外は自宅療養となる）
 - ③ 入院・在宅医療、生活支援等に関する情報
- ・市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

イ 情報共有

- ・市は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。

ウ 相談窓口の継続

- ・市は、県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、健康増進課に設置した相談窓口体制を継続する。
- ・市は、国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

サーベイランス、情報収集に関する県の対策

●サーベイランス

- ・県は、患者発生状況に応じて患者全般を把握することから、重症者や死亡者の集団発生を把握する体制へと移行する。
- ・県は、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。

（４）予防・まん延防止

ア 感染拡大防止策

- ・市は、県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また事業者に対し欠勤者の状況を踏まえて必要不可欠な事業活動の継続と不急の事業活動の縮小を検討するよう要請する。
- ・市は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要

請する。

- ・市は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・市は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・市は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。
- ・市は、罹患した患者については、症状が軽快しても感染力がなくなるまで外出しないよう呼びかけを継続する。

イ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

(ア) 対策の主眼、レベルの切換え

- ・県内感染期においては感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える必要がある。
- ・県内発生早期において期間を定めて実施している社会活動制限の実施期間終了をもって状況に応じ対策レベル2又は1に切り替える。

(イ) 措置

- ・患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じる。
 - a 県が特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請した場合、市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
 - b 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
 - c 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回

避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(5) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

★ 県内発生早期の記載を参照する。(P38)

イ **緊急事態宣言**がされている場合の措置

・ 市は、特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。

(6) 医療

- ・ 市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。
- ・ 県では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

● 患者への対応等（対策レベル 1 から 3 までの基本的医療体制）

○ 対策レベル 1

外来医療体制：新型インフルエンザが疑われる者の外来診療は一般医療機関で対応する。〔医療機関では院内感染対策を講じる〕
基礎疾患を有する者等は、かかりつけ医療機関で外来診療を行う。

入院医療体制：軽症者は、自宅療養とする。基礎疾患などによって重症化する恐れのある者は、主治医の判断により一般入院医療機関で入院治療を行う。

検査体制：県内衛生研究所での新型インフルエンザウイルス検査は全患者検査から重症者又は集団発生時の検査に切り替える。

○ 対策レベル 2

外来医療体制：新型インフルエンザが疑われる者の外来診療は一般入院医療機関で対応（院内感染対策の徹底）する。
重症化が懸念されるなど治療が難しい場合は専用外来に紹介する。

入院医療体制：軽症者は、適切な投薬を行い自宅療養とする。
基礎疾患があり重症化の恐れがある場合は一般医療機関で入

院治療を行う。

特別な医療を必要とする者(透析患者、妊婦、重症化した患者等)は、専門医療機関との連携を強化する。

検査体制：対策レベル1と同様

○対策レベル3

外来医療体制：帰国者、接触者以外新型インフルエンザ患者が継続して認められる場合、院内感染対策を実施したうえで外来協力医療機関で診療する。専門外来は、外来協力医療機関で対応が困難な患者を優先的に診療する。

在宅医療への支援：市は、軽症者が在宅医療へ移行することで必要に応じ訪問看護サービス等の支援調整を行う。

入院医療体制：入院治療は、感染症指定医療機関及び入院協力医療機関で行う。新型インフルエンザ等患者のうち重傷者以外は、可能な限り自宅療養へと切り替える。

検査体制：県内衛生研究所での新型インフルエンザウイルス検査は全患者検査から死亡者、重症者、集団感染中心に切り替える。医療機関においては、確定診断を待たずに医師の臨床診断を以って新型インフルエンザとして判定する。

●相談センターの縮小・解除

- ・県が、有症帰国者等に特化した対応に効果が限定していると判断し、相談センターの体制を縮小または解除したうえで専用外来や外来協力医療機関を広く周知する場合、市はホームページや広報誌を活用して市民に周知する。

●外来の医療体制

- ・多数の患者を診療する必要があるため、一般の医療機関でも診療を行うこととするが、患者の発生数や病原性の程度に応じて順次一般医療機関が外来協力医療機関へと移行していくよう柔軟に体制を構築する。専用外来は、一般の医療機関や外来協力医療機関では対応の困難な重症の患者等を優先的に診療する体制に移行する。

●入院の医療体制

- ・入院勧告による感染拡大の抑制効果が低下したり、感染源不明の患者増加により入院患者が感染症指定医療機関の病床数を越える状況となった場合は、新型インフルエンザ等患者の入院措置を中止する。
- ・県は、国の要請を受けて、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ・県は、国の要請を受けて、在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を医療機関等に周知する。
- ・県は、国の要請を受けて、必要に応じて、国が行う医療機関の従業員の勤務状

況及び医療資器材・医薬品の在庫状況の確認作業に協力するとともに、国と連携し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

●医療機関等への情報提供

- ・県は、引き続き、国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

- ・県は、国と連携して、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、流通状況を把握し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認するとともに、不足が生じるおそれがある場合には、国及び県の備蓄分を放出する等の調整を行う。

●医療機関・薬局における警戒活動

- ・県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう、必要に応じて警察本部に要請する。

● **緊急事態宣言** がされている場合の措置

○医療等の確保

- ・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

○医療機関不足への対応

- ・県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・市は、県等からの要請に応じ、事業者に対して従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防対策の開始について、関係団体等を通じるなどして、県内の事業者にも周知する場合その取組等に適宜、協力する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・市は、県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び

売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

(ア) 業務の継続等

- ・指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。
- ・県では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、事業者への周知に協力する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等に関する国の調査結果と必要な対策を迅速に把握する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給

- ・業務計画で定めるところにより電気、ガス、水の供給に支障をきたすことなく安定的に適切な供給に必要な措置を講ずる。

(ウ) 運送・通信・郵便の確保

- ・業務計画で定めるところにより、職場の感染対策を徹底し適切な運送、通信郵便の送達確保の為に必要な措置を講ずる。

(エ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・市は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける。

(オ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市は、県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・市は、県等と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・市は、県等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

(カ) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・市は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(キ) 犯罪の予防・取締り

★県内発生早期の記載を参照する。(P41)

(ク) 埋葬・火葬の特例等

- ・市は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ・市は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。
- ・県では、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

5 小康期

(1) 概要

ア 状態

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行は一旦終息している状況。

イ 目的

- ・市民生活及び市民経済の回復を図り、第二波の流行に備える。

ウ 対策の考え方

- ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民への予防接種を進める。

(2) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

- ・国が決定した基本的対処方針及び県新型インフルエンザ等対策委員会等の意見を踏まえ、県は必要に応じて、対策本部会議又は対策本部幹事会議を開催し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置を確認する。市は、県等と連携してこれら

の情報を積極的に収集し、市計画により必要な対策を行う。

イ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

- ・市は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、市対策本部を廃止し、状況に応じて第二波の流行に備えた警戒体制に移行するなど適切に対応する。

<参考>

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、以下の場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

- ・患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合。
- ・患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合。
- ・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合。

ウ **対策の評価・見直し**

- ・市は、各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による県計画及び同実施手順等の見直しを踏まえ、市計画等の必要な見直し等を行う。

エ **対策本部の廃止**

- ・市は緊急事態解除宣言が行なわれたときは、速やかに対策本部を廃止し、状況に応じて第二波の流行に備えた警戒体制に移行する。

(3) 情報収集・提供・共有

ア **情報収集**

- ・市は、国、県、WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

イ **情報提供**

- ・市は、県等と連携して、第一波の終息と第二波の流行の可能性やそれに備える必要性などについて、引き続きメディア等に対し広報担当者から適宜必要な情報を提供し、市民についても第二波の流行に備え情報提供と注意喚起を行う。
- ・市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県等と連携し、国に提供することで、共有化を図る。

ウ **情報共有**

- ・市は、県等と連携し、県等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、第二波の流行に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

エ **相談窓口の体制の縮小**

- ・市は、県等からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小する。

(4) 予防・まん延防止

- ・市は、県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを市民に周知する。

(5) 予防接種

ア **緊急事態宣言** がされていない場合

- ・市は、第二波の流行に備え、国及び県と連携して予防接種法第6条第3項に基づく住民接種を進める。

イ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

- ・市は、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

(6) 医療

- ・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

●医療体制

- ・県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

●抗インフルエンザウイルス薬

- ・県は、国が示す適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関等に周知する。
- ・県は、第二波の流行に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

● **緊急事態宣言** がされている場合の措置

- ・県は、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 市民・事業者への呼びかけ

- ・市は、県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

(ア) 業務の再開

- ・ 県は、国と連携し、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(イ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・ 市及び指定地方公共機関は、県、国と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

【参考】用語解説

1 インフルエンザ

インフルエンザウイルスは、そのNPとM蛋白の抗原特異性に基づき、A、B及びC型の3型に分類されている。このうち、インフルエンザの流行を起こすのは、A型とB型である。A型インフルエンザウイルスはさらに、そのヘマグルチニン（赤血球凝集素：HA）及びノイラミニダーゼ（ノイラミン酸分解酵素：NA）の抗原特異性の違いにより亜型に分類される。現在、HAの亜型はH1～H16、NAの亜型はN1～N9が知られており、水鳥（特にカモ）からはこれらのすべてが分離されている。

現在、ヒトの間でインフルエンザの流行を起こしているのは、A香港型（H3N2）、Aソ連型（H1N1）及びB型ウイルスであり、現行のワクチンにはこれら3種類のウイルス抗原が含まれている。

2 鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。このうち、家きんに対し高い死亡率を示すなど特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合等に起こると考えられており、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

なお、感染症法においては、鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウイルスが人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。

3 パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

4 サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、定期的な感染症の発生状況（患者及び病原体）やその状況からの動向予測（感染症サーベイランス）が行われている。

5 人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

6 感染防護具

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切な感染防護具を準備する必要がある。

7 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* **特定感染症指定医療機関**：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* **第一種感染症指定医療機関**：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* **第二種感染症指定医療機関**：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* **結核指定医療機関**：結核患者に対する適正な医療を担当する医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

8 PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

9 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤（タミフル、リレンザ）は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

10 プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在はH5N1亜型を用いて製造）。

11 パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

12 WHO (World Health Organization : 世界保健機関)

人類の健康を守るために、国連に設置された機関。

13 専用外来

新型インフルエンザに係る診療を効率化し混乱を最小限にするために設置される外来専門の医療施設。